代表質問　　宮川えみ子　　２０２０年６月２５日　１２時　　　　９２４８字

宮川えみ子です。日本共産党県議団を代表して代表質問を行います。新型コロナウイルス感染症で治療されている皆さんにお見舞い申し上げます。また、崇高な使命の元、懸命な医療に当たられている医師及び医療関係者の皆さんに心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症で、世界的には９２９万人の累計感染者と４７万人の死亡者を出し増え続けています。国内での感染者は１万８千人に迫り、死亡者は９５０人を超えました。福島県内の感染者は８２人を確認しています。ＷＨＯのテドロス事務局長は、パンデミックは加速していると警告しています。

福島県は５月１４日に、全国は２５日に緊急事態宣言が解除となりましたが、主要都市は今も感染者が出続けており、また、海外との往来再開など経済活動が進むにつれて、第２波・第３波が心配されます。

経済的な影響は宣言解除後も深刻さを増しており、飲食業等従来の来客や収益が見込めない業種も多く、非正規をはじめとした労働者の解雇も広がっています。

総務省の４月度労働力調査では、非正規労働者は前年同月比で９７万人も減っています。福島労働局のまとめで、３月以降の新型コロナに関わる解雇は２８社・３９４人です。

共産党県議団は実態を把握するため、医療や介護、障がい者施設や経済団体、大学・短大等の皆さんと懇談し要望を伺い、県や各自治体に届けてきました。

黒川前検事長の定年延長に関わる憲法違反の検察庁法案は、１０００万人のツイッターデモで撤回させました。福島の業者がかかわった実態のない「アベノマスク」の発注業務、持続化給付金の業務委託問題では、経済産業省・政府自民党とのずぶずぶの関係が問題になっています。国民に協力を求め一丸となってコロナ対策にあたるためにも、政治の不信感を払しょくさせなければなりません。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
2. （基本的考え方について）

新型コロナウイルスは「長丁場の対応」、「新しい生活様式」、「コロナ時代の新たな日常」を提起すると同時に、政治・行政・社会のゆがみと脆弱さを露呈しました。２０００年前後から社会保障を敵視する企業利益優先の新自由主義的経済政策が幅を利かせ大企業が空前の大儲けと４８８兆円という莫大な内部留保金を蓄積する一方、医療・福祉の改悪、非正規雇用の拡大など雇用破壊を広げてきました。

世界一の経済力を持ちながら、最も多くの死者を出しているアメリカの公的医療保険の無い格差の政治は資本主義の行きつく先を示しました。ヨーロッパも含めて共通しているのは医療・保健体制の縮小不備が被害を大きくしていることです。

温暖化と環境破壊が進行する中でパンデミックが短期間に繰り返されていますがコロナ後は政治の大本を変えることが求められています。

日本共産党は、６月４日発表した提言で、①第２波の感染流行に備え、医療と検査体制を抜本的に強化する。②新しい自粛要請と一体の補償を・急いで必要な現場に届ける、③コロナ対策費は巨額な財源を必要とするが多くが一時的支出であり、東日本大震災の時と同様に特別会計で長期スパンで返済していく。当面国債で手当てし「応能負担を原則」で所得税や法人税などの一定の上乗せをする、大型開発や米国製高価兵器購入、辺野古新基地等不要不急の予算を見直すと提案しています。世論の力でイージスアシュアも事実上撤回させました。

２度にわたる消費税増税による経済の疲弊に加え、福島県は、大震災・原発事故、台風被害そして今回のコロナ対応と続いています。

新しい生活様式は新たな自粛の要請を意味しますが、国は「自粛と一体の補償」を行おうとしていません。

全国知事会も求めているように、

自粛と一体の補償を基本として取り組んでいくべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

２、医療・検査体制について

日本の人口当たりのＰＣＲ検査数は、諸外国に比べけた違いに少なく、韓国は日本の８倍、アメリカは１４倍、欧州諸国は２０～３０倍です。

広島・岩手・愛知など１８道県の知事が、感染拡大を防止しながら経済・社会活動を正常化するため、「受動的検査」から「感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略への提言」を発表しました。

（１）ＰＣＲ検査は、濃厚接触者を幅広く捉えて大規模に検査を行えるようにし、感染者と接触した医療等の従事者や、入院患者・施設入所者等も検査の対象とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）日本医師会の「有識者会議」は、ＰＣＲ検査に必要な予算を４６９４億円と試算していますが、国の第二次補正予算では３６６億円にしかすぎません。一桁違います。

ＰＣＲ検査の体制を抜本的に強化するため、財政措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（３）県は、地域外来（発熱外来）をどのように支援していくのか尋ねます。

（医療機関に対する支援についてです）

（４）県は、５月臨時議会で入院病床の確保支援を行い、今議会では医療従事者等の慰労金や手当金の支給事業を予算化しましたが、日本病院協会などの調査によればコロナ患者を受け入れた病院は億単位の赤字です。

感染者を受け入れる医療機関の減収や負担増に対する支援の拡充を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（５）それにしても、非コロナ対応の病院や診療所は財政支援が全くありません。大規模な受診抑制によって経営危機が深刻です。県保険医協会のアンケートでは、収入が減ったと言う医療機関が８７％です。非コロナ対応と言っても地域外来での医師派遣協力など役割分担で地域医療を支えているのです。

ある眼科医は患者が半分・収入は８割減、これまでの資産で食いつないでいるが、新しく診療所をひらいたところは施設設備のローンもあり厳しいと言います。

県も地域の医療機関を絶対なくさないという立場で、

感染者を受け入れていない医療機関を支援するとともに、財政措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（６）自民党政治の下で、「行革」や「構造改革」と称して、医療費削減・社会保障費抑制が続けられ、保健・公衆衛生の体制は大きく弱体化し、保健所はこの３０年間で約半分に減り、職員定数は７０００人も減らされました。

公立・公的病院の統廃合、急性期病床の削減、医療ベッドの介護ベッド化等は、新型コロナ問題で重大な危機を招いています。

公立・公的病院等の再編統合の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（７）地域医療構想を見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（８）保健所に電話をかけても全くつながらないと県民から苦情が殺到しました。一方、職員の方々は過労死寸前です。

保健所の人員及び体制を抜本的に拡充すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

３、介護・障がい者福祉について

コロナによる減収は介護や障がい者事業所の基盤を崩壊させかねません。通所サービスの利用抑制等による収入減がほぼ全部の事業所で起きています。全国老人福祉施設協議会、日本障がい者協議会等関係者は強く財政支援を求めています。新たに生じた費用も大変になっています。

（１）県は、通所介護事業所等における感染症対策のための費用について、どのように支援するのか尋ねます。

（２）障がい者支援についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、就労継続支援事業所の利用抑制等や仕事の受注が大幅に減少し、支払い工賃や賃金が減少していることから、事業所が安定した運営を継続できるよう減収に対する支援策を講ずるべきと考えます。

県は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となっている就労継続支援事業所をどのように支援するのか尋ねます。

（３）就労継続支援Ｂ型事業所の報酬体系の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

４、経済・雇用支援について

「自粛と一体の補償を」との国民の声が政治を動かし、一律１０万円給付、雇用調整助成金の上限引き上げ、家賃補助などで一連の前進がありましたが改善すべき点は多くあります。最大の問題は支援が現場に届いていないことです。

雇用調整助成金は、休業者は６００万人に上りますが助成金が支給されたのは数十万人程度に過ぎないと推定されます。このままでは大量の失業者が生まれてしまいます。

持続化給付金は１５０万件の申請で支給は１００万件です。書類不備で４回もはねられた、あきらめる人も出ていると苦情が寄せられています。支給要件の緩和が必要です。

県内の多くの市町村は、実態に即した支援を厚く行っています。

（１）持続化給付金について、一刻も早い支給、支援の継続及び売上げが昨年同月比で５０％以上減少したこととしている支給要件の緩和を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金について、特定月の売上げが昨年同月比で５０％以上減少したことなどとしている支給要件を緩和すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（３）福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金について、速やかに現金を支給するため、審査を事後とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（４）国は「固定費の補償を」という声に押されて第二次補正予算で家賃支援給付金を創設しましたが、５月以降が対象となっています。

家賃支援給付金について、支給対象月を３月に遡及することを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（５）県民の文化芸術・スポーツ活動を継続できるよう支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（６）文化芸術の復興に関する基金の創設を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

５、暮らしの支援について

（１）（「緊急小口資金」について）

「緊急小口資金」は、国からの通達が示しているように、コロナで困っていれば何の縛りがなく借りられる内容です。しかし、生活に困っているのに事業者は該当しないとか、きわめて不適切な対応をしているところもあります。福島市では５月中旬で、１０００件の相談がありましたが、申請が１５３件で極めて少数です。

〇個人事業主も含めて使える、〇所得の減少が続き償還時に住民税非課税であれば返還が猶予される、〇主な郵便局と労働金庫に受け付け窓口がある等、

生活福祉資金制度における緊急小口資金特例貸付について、制度の趣旨に沿った適切な貸付が行われるよう県及び市町村社会福祉協議会を指導すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）（特別定額給付金について）

１０万円の特別定額給付金は、いわき市では６月２１日現在で８０００世帯以上が未申請です。住民票がない路上生活者・ネットカフェ利用者・ＤＶ被害者、また、申請が難しい高齢者や障がい者など一定期間が過ぎても申請がない場合は支援が必要です。

特別定額給付金を全ての方に給付できるよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、大規模災害への対応について

台風や豪雨などの水害が多発する季節をコロナ危機の中で迎えています。地球温暖化の下で自然災害は今後とも避けがたいものです。今朝も震度５弱の地震が関東地方であり、地震は今年に入ってから頻発しています。

１、被災者支援について

昨年１０月の台風１９号と集中豪雨による被害について、罹災証明書は６月５日時点で、全壊は１６９５件、大規模半壊が４０８６件交付されています。ところが、被災者生活再建支援金の支給は、５月末で３７４７件であり、支給率は約６５％にとどまっています。罹災証明書は世帯に複数交付されている市町村があり、実際の被災世帯数よりも交付数は多い部分はありますが、依然として支援金を受け取っていない被災者の方がいます。

被災者の暮らしを再建するため、被災者生活再建支援制度を周知徹底すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

２、いわき市の夏井川水系は、台風・豪雨で、８か所の堤防決壊や越水により約４２００棟が床上・床下浸水の被害を受けました。被害にあった住民は、今も家の二階で生活し、被災した家を改修すべきか転居すべきか悩んでいます。

夏井川の改良復旧事業は、堤防が決壊した個所は、堤防の川側と住宅地側の両面にブロックを張ることが決まりましたが、住民は堤防決壊箇所だけを強化すると、その間の弱い部分が被害にあうのではないかと指摘しています。

夏井川の改良復旧事業において、住宅が密集している区間は堤防の両面をブロックで補強すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

３、夏井川の河川が大きくわん曲する箇所においては、洪水時に水位が上昇する恐れがあるため、堤防のかさ上げを実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

４、ダムの事前放流について

（１）県管理の二級河川、鮫川水系の四時ダムと高柴ダムの事前放流が決まりました。

一方、夏井川の支流の小玉ダムは、構造上、短期間で水位を下げることができません。

小玉ダムにおいて、下流の洪水発生防止のため、梅雨や台風の時期はあらかじめ水位を下げておくべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）９年前に大災害を引き起こした只見川の電源開発ダムは、大災害があった次の年から６月２１日～１０月１０日までの期間は、ダムの空き容量を田子倉ダムにおいて洪水到達時のダム水位より３ｍ下げて対応していると言います。この地域は上流が電源開発で下流が東北電力のダムです。

只見川流域のダムでも治水協定を締結し、事前放流を実施していくとのことですが、流域の安全安心のためにも、

只見川における発電用ダムの事前放流について、発電事業者に対し、実施方法等を地元に説明するよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

４、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

（１）新型コロナウイルスの感染は、自然災害が起きた時の避難所の在り方についても対応が求められます。

避難者の密集を避けるため、より多くの避難所を確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）昨年の台風１９号時には避難所の不足や避難所の在り方についても苦情や意見が寄せられています。

避難所の生活環境改善のため、県有施設における洋式トイレへの改修や冷暖房設備等の設置を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（３）避難所に段ボールベッド等の資材を準備すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（４）避難所の環境改善を促進するため、市町村を財政支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

三、福島第一原発の安全な廃炉等について

１、東京電力福島第一原発の汚染水の海洋放出について、この間の意見聴取会では、県漁連、農林業団体から反対の意見が、さらに経済団体からも結論ありきはあり得ない、県内市町村議会からも地上保管を明確に求める意見が相次いでいます。

９日には、国連のトゥンジャク特別報告者（有害廃棄物担当）は、いかなる決定も、新型コロナウイルスの感染拡大が一段落するまでは控えるべき、東電が言う、２０２２年夏ころ保管タンクが満杯になるという試算を否定する、という声明を発表しました。また、パブリックコメント募集の再延長も決まりました。

茨城県知事に加え宮城県知事も１５日、県漁連の海洋放出反対の要請に対し「しっかりと国に伝えたい」と応じました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により十分な議論がされていない中、多核種除去設備で処理した汚染水について、結論を拙速に出すことなく、タンクでの保管を継続するよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

２、４月２１日、内閣府の有識者会議が東北から北海道の太平洋沖にある日本海溝沿岸を震源とした地震の想定を公表しました。最大規模はマグニチュード９クラスとなり、広範囲に津波が到来する事、北海道や岩手の一部は３０ｍになる、原発立地地区の大熊町沿岸は１４ｍです。

東京電力福島第一原発では、水密性を理由に11ｍの防潮堤の嵩上げで対応するとしていますが、地震との複合災害のことを考えれば不十分です。

内閣府が４月に公表した津波想定を踏まえ、福島第一原発の防潮堤をかさ上げするよう東京電力に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

３、福島第一原発で、内部被ばく検査、ホールボディーカウンターの測定で別の作業員が代わりに受けていた事例が２０１６年から２０２０年２月までで３１件発覚しました。被ばく検査という作業員の健康に関する重大な問題です。

県は、福島第一原発におけるホールボディカウンターの不適切な測定の原因に関する東京電力からの説明を踏まえ、どのように再発防止を求めていくのか尋ねます。

四、避難者支援と復興の在り方について

１、福島原発事故から１０年目に入り、国会では被災者置き去りの福島復興再生特措法の改定が行われました。帰還困難区域を含む住宅の無償提供や賠償の打ち切りと被災者切り捨ても進んでいます。復興庁、環境省、経産省の３省は、帰還困難区域を除染しないままに避難指示を解除することも含めて検討すると伝えられ、県民に衝撃を与えています。

帰還困難区域の避難指示について、除染することなく解除しないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

２、原子力損害賠償について

（１）避難指示等区域の精神的損害に係る賠償や宅地・建物等の財物賠償について、東京電力への未請求件数を尋ねます。

（２）原子力損害賠償の消滅時効について、東京電力が援用しないように更なる延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

３、南相馬市の県の復興住宅に入居している、一人暮らしの浪江町からの避難者が、孤独死し２か月後に発見されました。

孤独死を防ぐため、避難者の実態を把握し、生活支援相談員による支援体制を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

４、イノベ構想の重点事業に位置付けられた国際教育研究拠点施設について、年間の運営費が１００億円との有識者会議での提言です。５研究分野で５つの研究室を設ける、国内外の研究員、大学院生、スタッフを始め約６００人規模で、雇用波及効果も合わせて５０００人規模を目指すと言います。

地元住民が戻らない中、研究者が家族と来るのか、移行してくる動機付けが作れるか、原子力災害で被害者が求めているのかが問われます。

研究分野はロボット・農業・廃炉・放射線の安全・健康・リスクコミュニケーションの各分野と言いますが、それぞれ既存の研究施設はあり新たな施設を作らなくても研究は可能です。また、年間１００億円の維持費で済むのか国が本当に出し続けるのか、コロナ後の世の中をどう見据えているのか、多くの疑問が残ります。

国際教育研究拠点施設について、新たな施設整備は見直し、既存の施設を活用すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、豊かな学びの保障について

学年の締めくくりと新たなスタートをはさんで、３か月間という長期にわたっての休校で子どもの学習の遅れと格差の拡大、心身のストレスは深刻です。

１、（少人数学級の実現等について）

安倍首相は教員を増やすと言いますが、予算を見ると３１００人分で１０校に一人の計算ですが、実際は特定警戒区域とされた８都道府県への加配で、本県には配分されません。日本教育学会も１３万人の増員を求め、日本共産党も小中高に教員１０万人の増員と、養護教員・教職員・学習指導員等１０数万人の増員を求めています。１兆円の予算規模ですが子どもたちにプレゼントしようではありませんか。

（１）新型コロナ問題では、身体的距離の確保を新しい生活様式の重要な一つとしていますが、学校は最も難しい状況になっています。

児童生徒への豊かな学びの保障など心身の健全な発達を支え、きめ細やかな行き届いた教育を進めるため、本県は３０人及び３０人程度学級を行ってきました。

公立学校において、児童生徒の身体的距離を保つため、プレハブも含めて教室を確保すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

（２）公立小中学校において、２０人程度で授業ができるよう教員の増員を国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

（３）公立小中学校に加配教員の追加配置を含めた人的支援を行うべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

（４）新型コロナ感染症の発生に伴い高校統廃合のための懇談会は、今年度に入ってから一度も開かれておりません。

　　　県立高等学校改革懇談会が開催されず、十分な理解が得られないまま計画ありきで高等学校の再編整備を進めるべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

（５）３密を防ぎ新しい生活様式を取り入れることは高校も同じです。

県立高等学校において、２０人程度で授業ができるよう教員の増員を国に求めるとともに、県単独でも増員すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

２、田村市で１４日間夏休み授業、喜多方市が７週連続の土曜授業など子どもにとって深刻です。勉強の遅れを取り戻すことは大事ですが、過密スケジュールで児童生徒を追い詰めることのないようにすべきです。文科省は教科書の２割を家庭学習等「授業外で」取り戻す通知を出し、家庭の負担が増え対応できない、さらなる格差を広げると懸念が広がっています。学校行事を一律になくすことをせず、体験や交流を通した、豊かな学びを保障することが大切なものと考えます。教育課程は再検討されるべきです。

公立小中学校の学校行事を含めた豊かな学びを保障すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

３、学校におけるエアコンの設置について

夏休みに食い込む授業が計画されています。長期休暇での体力の減少、マスクかけての授業など熱中症に特別の配慮が必要です。いわき市ではエアコンは、中学校はほとんどこれから、小学校は半分です。

（１）市町村立小中学校へのエアコン設置を支援すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

（２）大笹生支援学校において、全ての普通教室にエアコンが設置されるまで、どのように暑さ対策を行うのか、県教育委員会の考えを尋ねます。

（３）さる６月９日、３５度を示した、全国一暑くなった福島県のある県立高校で、エアコンが入らなかったと聞きました。

県立高等学校のエアコンに係る電気代の予算を増額すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

４、学校の休み期間インスタント食品に偏ってしまった、食べ盛りで食費が大変だった等改めてバランスの良いしかも安い費用でできる学校給食の持つ重要性が見直されています。

子どもの貧困が進んでいるところに、コロナの問題で暮らしが一層厳しい家庭が多くなっていますが、市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上